

# 福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金 募集要項

## 1 趣旨

県は、LTC(Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態)のこどもやその家族の支援を推進するため、県内で地域型こどもホスピス(※)の取組を実施している団体に対し、福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、補助金を交付します。

### ※地域型こどもホスピス

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における調査において、こどもホスピスの活動を主たる運営財源により、医療報酬による「医療型」、障害報酬による「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類しているが、本事業においてはそのうち「地域型」を地域型こどもホスピスとして、支援対象とする。

## 2 補助対象となる事業内容

具体的な事業内容としては下記①～⑨に挙げる事業とし、県が関連類似施策の実施状況を踏まえて、地域において必要な事業として認め、かつ、今後のこどもホスピスの取組を普及するに資する事例として効果的に実施されるものとしします。

- ① こどもの遊びや体験活動への支援
- ② こども同士の交流支援
- ③ こどもの学習支援
- ④ こども当事者が参画するアドボカシーに関する支援
- ⑤ きょうだい児への支援
- ⑥ 家族同士の交流支援
- ⑦ 家族のビリーブメントケア及び、グリーフケア
- ⑧ 活動に参加するボランティアの育成
- ⑨ こどもホスピスの活動の認知向上のための啓発活動

## 3 事業実施期間

交付決定の日から令和9年3月31日までとします。

※補助金交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届をご提出ください。

## 4 補助対象事業者

県内で地域型こどもホスピスの取組を実施している団体

## 5 補助対象経費

- (1) 補助対象経費

上記①～⑨に挙げた事業に係る費用を補助対象経費とします。  
詳しくは、交付要綱第3条を御確認ください。

(2) 留意事項

LTC のこどもたちの福祉の向上を図ることに直接必要な経費を対象とし、施設等の運営に係る経常的な経費は対象外とします。

また、新たに要する活動経費のみを補助対象とし、既存の事業の活動経費は対象外とします。

## 6 補助金額の算定

補助対象経費は上限を9,613千円とします。ただし、補助金は、県の予算の範囲内で交付するものとします。

※複数の団体から応募があった場合、9,613千円を各団体の事業計画に応じて配分いたします。

## 7 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年6月 日( 曜日)から令和8年6月19日(金曜日)まで

(2) 応募書類

ア 所要額調書(様式1-1)

イ 内訳書(様式1-2)

ウ 事業実施計画書(様式1-2 別添)

エ その他参考となる書類

(3) 提出方法

下記提出先へ電子メール又は郵送により提出してください(ファクスや持参による提出は不可とします。)

【提出先】

福島県子育て支援課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎6階)

電子メール boshihoken@pref.fukushima.lg.jp

電話番号 024-521-8205

## 8 交付決定

(1) 提出された応募書類について、県が審査を行ったうえで、県が国に申請を行い、国の交付決定があった後に、その交付の決定を行います。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は不採択となりますので、あらかじめ御了承ください。

ア 応募書類の内容が、県交付要綱、国実施要項及び当募集要項の規定に適合しないもの

イ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

## 9 補助事業の実施

- (1) 補助事業として採択された場合は、交付要綱に基づき、県が指定する日までに交付申請書を提出していただきます。

国の交付決定があった後、県で交付決定を行います。原則として、当該通知書が発出された日（交付決定日）から補助事業に着手することができます。なお、交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届をご提出ください。

- (2) 原則として、補助事業の完了後、実績報告書の内容や補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）を確認した上で、補助金を交付します。

ただし、事業の遂行上必要があると認められる場合は、事業の進捗状況に応じて、概算払により補助金を交付します。